

# 通常総会終了後の

## 諸手続きのポイント

組合の通常総会終了後には、登記・届出等の諸手続きが法律により定められています。

この点ではそのポイントについてまとめました。

不明な点等は本会まで、何なりとお問い合わせ下さい。

### 議事録の作成・署名

組合では、総会の終了後、速やかに議事録を作成し、保管しなければなりません。

総会議事録は、「招集年月日」、「開催日時及び場所」、「組合員数及び出席組合員数」、「出席理事・監事の氏名」、「議長の氏名」、「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」、「議事の経過の要領及びその結果」の記載が必要です。

総会議事録には、法令上、議長及び出席理事の署名又は記名押印は義務付けられていません。しかし、責任の明確化や真正担保の面で記名押印を残しておくことが望ましいと言えます。

また、定款に署名又は記名押印を行う旨のある組合は、省略する

ことはできません。

なお、理事会議事録は、総会議事録とは異なり、出席理事の署名又は記名押印が法で定められています。

### 決算関係書類の行政庁への提出

通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

提出書類は、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分（損失処理）案、⑥総会議事録（謄本）です。なお、監査報告、事業計画書、収支予算書も、併せて提出しておく方が望ましいと言えます。

### 決算関係書類等の保存・備え置き

決算関係書類及び事業報告書は、

作成した時から10年間保存しなければなりません。

また、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書は、通常総会の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

### 役員変更届の行政庁への提出

役員の改選、氏名、住所の変更などがあつた場合には、変更の日から2週間以内に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。任期満了等で全ての役員が改選されたといった場合に限り、一部補充や代表理事等の役職理事だけが交代した場合等も提出する必要があります。

役員変更届には、定められた様式に、「変更の年月日及び変更の理

由を記載した書面」、「変更した事項を記載した書面（新旧役員の住所・氏名等）」、「新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）」を添付して提出します。

また、代表理事が変更となつた場合には、変更登記を先に行い、登記事項証明書も添付して提出して下さい。

なお、役員全員が再選され、住所等の変更もない場合は、役員変更届の提出は不要です。

### 変更登記

登記事項に変更があつた場合には、2週間以内に変更登記が必要です。通常、頻度が高いのは、「代表理事の変更」、「主たる事務所の変更」、「出資口数・払込済出資総額の変更」です。

役員の変更登記について、組合では、代表理事だけが登記されていますので、代表理事変更の際には登記が必要です。この場合、同一人が再選されても登記法上は変更に当たるため、変更登記が必要です。代表理事は、理事会で代表理事に選任されますので、理事会で選任され就任した後から、2週間以内に登記申請が必要です。

# 通常総会終了後の諸手続き一覧

## 1 通常総会の終了

- 〈事務〉 議事録の作成
- 剰余金若しくは損失金の振替処理
- 組合員の持分計算
- 持分の払戻し
- 配当金の支払い

2週間

## 2 理事会の開催

- 〈議案〉 理事長（代表理事）・副理事長及び専務理事等の選任、他

2週間

## 3 理事会の終了

- 〈事務〉 議事録の作成及び議長並びに出席理事・監事の記名押印

## 4 決算関係書類・役員変更届の行政庁への提出

## 5 代表理事の変更登記

## 6 定款変更認可申請書の行政庁への提出

\* 変更する内容が登記事項の場合、認可の後に登記

## 7 確定申告及び納税

- 〈事務〉 法人税の申告及び納税
- 地方税の申告及び納税
- 消費税の申告及び納税

主たる事務所の変更も、移転の日から2週間以内に登記が必要です。事務所の移転は理事会の議決事項ですが、定款上の「主たる事務所」の区域の範囲を超えて変更する場合は、予め定款変更が必要です。この場合、総会の特別議決による定款変更を決議し、所管行政庁の認可を受けてから変更登記をする必要があります。

出資口数・払込済出資総額の変更については、通常総会の開催に

かわらず、事業年度終了後4週間以内に登記をすることになっていいます。

**定款変更の認可申請及び登記**

総会で定款変更を議決（特別議決）した場合には、速やかに所管行政庁の認可を受けなければ効力が発生しません。

認可申請書には通常、「変更理由書」、「変更しようとする箇所を記載した書面（新旧条文対照表）」、

「定款変更を決議した総会の議事録」を添付する必要があります。

なお、変更しようとする内容が登記事項である場合には、定款変更認可を受けた後でなければ登記できません。

また、事業変更にあたっては、当該年度の事業計画書・収支予算書の添付も必要となります。

定款変更の内容については、法令と密接に関連する事項が多いので、原案作成にあたっては、事前

に本会までご相談下さい。

※ ※ ※ ※ ※

- ・ 県内全ての法人の登記事務の取扱庁は、前橋地方法務局法人登記部門となります。
- ・ 各種税金の申告・納税は、事業年度終了の翌日から原則2カ月以内となります。
- ・ 決算関係書類及び事業報告書の作成については、中小企業等協同組合会計基準を参考にしてください。